

地方独立行政法人那覇市立病院 第3期中期目標

前文

那覇市立病院は、平成20年4月に非公務員型の地方独立行政法人として設立された。法人化後も、その公的使命を達成すべく、本市及び地域の中核的急性期病院として、救急医療等の質の高い医療を提供するとともに、地域がん診療連携拠点病院として地域全体のがん医療水準の向上に努めてきた。また、地域医療支援病院として地域の医療機関との連携を推進し、臨床研修指定病院として医師の育成にも貢献してきた。

平成20年度から平成27年度までの、第1期及び第2期中期目標期間中においては、職員が一丸となって、市民のニーズに適切に対応し、安心・安全な医療や高度医療の提供に努めた結果、経営面では平成26年度まで毎事業年度黒字決算を達成した。

第3期中期目標では、社会情勢や地域医療構想等の医療を取りまく様々な環境の変化に対応しつつ市民の医療需要の変化に的確に対応し、救急医療、小児医療、産科医療をはじめ市民が求める地域に根ざした医療の提供に努め、医療水準の向上を図り、あわせて経営の効率化等に積極的に取り組むことを期待する。

引き続き、市立病院としての使命を果たすことを求める。

第1 中期目標の期間

平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間とする。

第2 市民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

市立病院は、市民が求める安心・安全な医療や高度医療を提供するため地域医療の確保と医療の質の向上等に努め、市民の健康の維持・増進に貢献する病院運営に努めること。

1 市立病院としての役割の発揮

(1) 救急医療体制の充実・強化

地域医療に貢献するため、365日24時間救急医療体制の維持・充実を図ること。また、救急搬送の受け入れをスムーズに行えるよう消防や関係機関と連携を強化すること。

(2) 小児・周産期医療の充実

地域医療機関との連携に基づき小児・周産期医療を担うとともに、安心して子どもを生み、かつ、育てられるよう医療の提供を確保すること。

(3) 災害医療及び感染症医療その他の緊急時における医療支援・協力

災害時における病院機能を維持し、緊急時に対応し得る医療のリーダーとして迅速かつ適切な初動対応に備えるための体制づくりや訓練を行うこと。

災害時やその他の緊急時において医療拠点としての役割を担うとともに、那覇市の地域防災計画、新型インフルエンザ等の健康危機管理対策に適切に対応すること。

また、那覇市保健所と連携し、感染症対策などに協力すること。

さらに、他の自治体等において大規模災害が発生した場合は、災害派遣医療チームを派遣するなど、医療救護活動の支援に努めること。

2 診療機能の充実

(1) 高度医療の充実

① 高度医療の充実

地域の中核的急性期病院として、優秀な医療スタッフの確保に努め、高度医療の充実を図ること。

② 医療機器等の計画的な更新・整備

市立病院に求められる医療を提供できるよう、必要な医療機器等を計画的に更新・整備をすること。

(2) がん医療体制の強化

地域がん診療連携拠点病院として、がん医療の水準向上に努め、患者や家族からの相談支援の充実を図るとともに、地域住民にがんに関する情報を提供し、その普及・啓発に努め、がん診療体制の強化を図ること。

(3) 地域医療機関との連携の推進・強化

地域医療支援病院として地域で完結する切れ目のない医療を提供するため、地域の医療機関との更なる連携を推進・強化すること。

(4) 市の施策との連携等

① 保健・福祉行政との連携

市民の健康増進を図るため、市や関係機関と連携・協力して特定健診等の各種健康診断を実施し、疾病予防対策等に協力すること。

- ② 在宅医療への支援及び在宅医療との連携強化
本市において構築を予定している地域包括ケアシステムに、市立病院の機能に応じて協力すること
 - ③ 市民への情報の提供・発信
市民に対してホームページやマスコミ等を活用した医療情報の提供など、保健医療情報の発信及び普及啓発を推進するとともに、病院の診療機能・運営状況の発信の充実に努めること。
- (5) 専門性及び医療技術の向上
医療スタッフの研修等を充実し、専門性及び医療技術の向上を図ること。
- (6) 安心・安全で質の高い医療の提供
- ① 医療安全対策の徹底
安心・安全で良質な医療を提供するため、院内の感染症対策及び医療事故防止対策を徹底し、医療安全の確保を図ること。
 - ② 患者中心の医療の実践
患者が自ら受ける医療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるようにすること。
 - ③ 科学的な根拠に基づく医療の推進
質の高い医療を提供するため、科学的な根拠に基づく医療(EBM)を推進すること。
 - ④ 医療の標準化と最適な医療の提供
効果的な医療を提供できるよう、クリニカルパス(疾患別に退院までの治療内容を標準化した計画表のこと。)の活用を図ること。
 - ⑤ 法令・行動規範の遵守(コンプライアンス)
市民から信頼される病院となるため、医療法や個人情報保護、情報公開などの法令等を遵守すること。
- 3 患者サービスの向上
- (1) 診療待ち時間の改善等
患者サービス向上の観点から、待ち時間対策などに取り組むこと。
 - (2) 患者・来院者のアメニティの向上
患者や来院者に、より快適な環境を提供するため、施設の改修・補修を実施するとともに、プライバシーの確保に配慮した院内環境の整備に努めること。

- (3) 受診者の利便性向上
受診者の利便性の向上に取り組むこと。
- (4) ボランティアとの協働によるサービス向上
ボランティア活動がしやすい環境をつくり、ボランティアとの協働を推進すること。
- (5) 職員の接遇向上
患者や来院者に選ばれる病院、患者や来院者が満足する病院であり続けるため、職員の接遇向上に努めること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

地方独立行政法人制度の特長を十分に活かして、自律性・透明性の高い病院運営を行うとともに、さらなる改善を図り業務、執行体制の効率化に努めること。

- 1 事務スタッフの専門性の向上
事務部門においては、病院経営の専門的知識や経営感覚に優れた人材を育成し、組織として経営の専門性を高めること。
- 2 予算執行の弾力化と費用節減
法人の会計制度を活用した弾力的な予算執行を行い効率的・効果的な事業運営に努めるとともに、費用の節減等を図ること。

第4 財務内容の改善に関する事項

- 1 経営機能の強化
診療報酬の改定や患者の動向を見極め、迅速に情報の収集及び分析をしたうえで、対応策を立案し、的確な対応を行うこと。また、経常収支比率と医業収支比率について数値目標を設定し、経営の効率化を図ること。
- 2 収益的収支の向上
病床利用率の向上や適正な診療収入の確保に努め、収益確保を図ること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

- 1 施設の災害対策について
災害マニュアルを検証し、病院施設の被災に的確に対応すること。
- 2 地域医療構想に関して
第3期中期目標・計画については、期間中に県の地域医療構想の策定が予定されているため、これを踏まえ、必要に応じて速やかに中期目標及び中期計画を見直すこととする。
- 3 病院建替について
地域医療構想を踏まえて、病院建替え基本構想・基本計画（案）の見直しを行うものとする。